

学校において予防すべき感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止を指示します。治癒し登校する際には、下記の「出席停止報告書」を御家庭で記入し、学校へ提出してください。

なお、授業は欠課となりますので、欠課時数に応じて時間数補充が必要となる場合があります。

*出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

令和5年5月8日～

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

出席停止報告書

報告日：令和 年 月 日

年 組 番 氏名

1 出席停止となった病名 _____
(インフルエンザの場合はA型・B型・疑い等を記載)

2 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 受診した医療機関名 _____

保護者氏名 _____ (自署)

※考査を欠席する場合、医療機関の受診が分かるもの（領収書・薬の処方明細等）も提出してください。